

尼崎市監査公表第6号

財務(定期)監査及び行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長及び教育委員会から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により公表します。

平成23年6月6日

尼崎市監査委員	須	賀	邦	郎
同	堀		智	子
同	小	柳	久	嗣
同	都	築	徳	昭

措置通知表【財務(定期)監査】

1 措置を講じた局	協働推進局
2 監査結果報告日	平成23年3月25日
3 措置通知日	平成23年4月15日
4 監査結果の内容	<u>総合センターの業務委託契約について</u> 仕様書に記載された内容について実施を確認できる資料がないもの、仕様書の内容と業務報告書の内容が異なっているものがあった。 また、建築基準法に基づく点検を行っていないものがあった。 (総合センター・管理担当) 業務委託における契約事務や履行確認については、その事務を正しく行うこと。 また、安全安心を確保するため、法で定められた設備点検は必ず実施すること。
5 措置の内容	指摘後、法に定められた点検等については実質的業務実施を求めるだけでなく、仕様書等にその内容を明記し、確実な実施を図るとともに、契約の履行状況については業者に必要書類を提出させ、その内容を照合のうえ、記載誤りや業務実施確認を行った。

措置通知表【財務(定期)監査】

1 措置を講じた局	健康福祉局
2 監査結果報告日	平成23年3月25日
3 措置通知日	平成23年4月8日
4 監査結果の内容	<u>狂犬病予防等手数料等の収納事務が正しく履行されていなかったことについて</u> 収納した現金を速やかに指定金融機関等に振り込んでいないことについて、一昨年度に指摘したにもかかわらず、同様の事例があった。 (生活衛生課) 現金の収納事務については、職員間の連携を密にして複数の職員でのチェック体制を整えるなど、適正な事務手続を行うこと。
5 措置の内容	収納した現金の払い込みについては、決して遅れることがないように職場内の職員が意識を共有するとともに、毎日相互に手数料等の納付の有無を確認する中で、必ず翌日に指定金融機関等に払い込んでいる。 また、領収日付印の押印もれについては、休日の集合注射会場であっても、今後このようなことがないように領収書と納付書に押印することを徹底するとともに、日常業務も含めて、業務終了前に確認作業を行っていく。

措置通知表【財務(定期)監査】

1 措置を講じた局	健康福祉局
2 監査結果報告日	平成23年3月25日
3 措置通知日	平成23年4月8日
4 監査結果の内容 <u>契約事務等手続が正しく行われていなかったことについて</u> 所管課契約の事務手続及び契約の履行確認手続が、正しく行われていないものが多数あった。 (保健企画課、健康増進課、生活衛生課、公害健康補償課、保健センター) 契約事務や履行確認については、その事務手続を正しく行うこと。	
5 措置の内容 再発防止のため、平成23年1月25日に、局内各課の事務担当者を対象として、今回の事務処理誤り等を事例として取り上げた事例研究による研修等を行った。 財務規則及び契約規則、財務会計事務の手引き、契約事務の手引き及び契約事務マニュアル等を参照し、研修に出席した局内各課の事務担当者と質疑応答を行いつつ、適正な事務処理を確認するとともに、特に留意すべき点について周知を図った。 今後も、適正な事務処理を行っていくため、職員の意識喚起を促すとともに、総務課からは、規則の改変時等、適宜、各所属に対して通知を行うなどして、周知徹底を図っていくものである。	

措置通知表【財務(定期)監査】

1 措置を講じた局	都市整備局
2 監査結果報告日	平成23年3月25日
3 措置通知日	平成23年5月10日
4 監査結果の内容	<u>下水道受益者負担金の管理や事務処理が不適切であったことについて</u> 下水道受益者負担金の徴収において、賦課当時から宅地であったにもかかわらず、現況調査をせず、収納状況との確認も行わないまま、農地であるとの本人からの徴収猶予申請書に基づき徴収猶予を続けていたものがあった。 また、猶予開始時期が過ぎてから徴収猶予を決定するなど不適切な事務処理をしていた。 （下水道室経営企画担当） 下水道の受益者負担金については、受益者負担の公平性を確保するため、債権の管理は確実に行い、また、事務処理についても適切に行うこと。
5 措置の内容	徴収猶予を続けている農地については、現在、現況と異なっていないか調査に着手している。今後、市内全域を調査し、その結果、既に農地でなくなったと判明したものは、速やかに徴収猶予取消を行うよう取り組む。 また、猶予開始時期までに徴収猶予の決定がなされるよう徴収猶予申請書の発送事務を前倒し対応する。

措 置 通 知 表【財務(定期)監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	都市整備局
2 監 査 結 果 報 告 日	平成23年3月25日
3 措 置 通 知 日	平成23年5月10日
4 監 査 結 果 の 内 容 <u>前払対象工事の設計における一般管理費率の補正係数が誤っていたことについて</u> 前払金支出割合区分を 40%として設計金額を算出する場合、一般管理費率については補正する必要がないにもかかわらず、補正係数を 1.01 として設計金額を算出したため、過大な積算となっていたものがあった。 （下水道室建設担当） 工事の設計金額の算出については、契約金額を決定するうえで重要なものであり、積算基準書等に基づき正確に積算すること。	
5 措 置 の 内 容 (1) 新規に積算業務に携わる者に対しての研修に加え、積算業務を経験した者に対する具体的事例を用いた研修を実施した。 (2) 間違いやすい項目あるいは注意を要する項目について、チェックリストを作成し、積算時、検算時並びに決裁時に活用して、同様の間違いを繰り返すことのないようチェック機能の強化を図る。 こうした取組により、土木工事標準積算基準等に基づいた設計図書の確認を徹底し、再発防止に努める。	

措 置 通 知 表【財務(定期)監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	教育委員会事務局
2 監 査 結 果 報 告 日	平成23年3月25日
3 措 置 通 知 日	平成23年5月9日
4 監 査 結 果 の 内 容 <u>契約事務等手続が正しく行われていなかったことについて</u> 所管課契約の事務手続及び契約の履行確認手続が、正しく行われていないものが多数あった。 （総務課、職員課、施設課、社会教育担当、歴博・文化財担当、 スポーツ振興担当、中央図書館、中央公民館） 契約事務や履行確認については、その事務手続を正しく行うこと。	
5 措 置 の 内 容 契約事務について、事務を行う際は尼崎市契約事務規程の内容確認をその都度必ず行うよう、また、契約後に業務が仕様書等の内容どおりに確実に履行されているかを随時確認するよう、周知徹底を行った。 また、その履行確認に際しても担当者のみ確認で終わらせるのではなく、決裁による確認を行うなどの措置を講じ、契約事務の適正化を図ることができるよう周知した。	